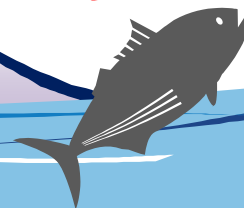


# まちづくり回覧板

～みんなで作る自治基本条例～



平成24年4月

## 「はじめの一步案」とPI活動の進め方について検討

### 広く市民意見を聴くための土台づくり

平成24年3月16日(金)午後7時から焼津市役所603号室にて、第6回焼津市自治基本条例を考える市民会議を開催しました。今回は、第5回市民会議で検討した「焼津市自治基本条例・はじめの一步案」のとりまとめ内容の確認と、今後、市民会議委員がまちへ出て市民等の意見を聴く(※PI活動)ための進め方と体制づくりについて検討しました。



### 「焼津市自治基本条例・はじめの一步案」

これまでの検討の成果を、条例の体系に合わせて項目別に分類・整理しました。市民会議各回の話し合いのテーマごとにまとめられていた状態から、条例の体系に整理されたことにより、条例に対する具体的なイメージが明確になり、条例骨子案の策定に向けて市民会議委員の検討意欲も一段と高まりました。

※PI活動の「PI」とは「パブリックインボルブメント」の略称です。

### パブリックインボルブメント

行政の事業の立案・実施に際して、進め方や経過、計画内容等の情報を広く公開するとともに、市民等からの意見を聴き、対話を重ねながら、事業を進めていく仕組み、またはその活動のこと。

### PI活動の進め方と体制づくり

PI活動で訪問する相手先を検討しました。その結果、相手先を5つの分野(下記のとおり)に分類し、市民会議が5つのグループに分かれて意見聴取することとしました。

#### ●PI活動相手先の分類

- ①コミュニティ(主に自治会)
- ②子育て支援(子育て・教育各種団体、保育園、幼稚園、学校等)
- ③産業(水産業、JA、商工会等)
- ④福祉・高齢者(福祉・高齢者各種団体等)
- ⑤市民活動団体など(国際交流、環境等)

グループごとの話し合いでは、具体的な相手先を洗い出し、合わせてその相手先にどういった方法(意見交換、アンケート等)をとるか検討し、PI活動を具体化しました。

最後に、市民会議の代表者と各グループのリーダーを話し合いにより決定し、これからの活動に向けて、市民会議の土台を完成させました。

今後は、市民会議委員が、「焼津市自治基本条例・はじめの一步案」を持ってまちへ向かい、市民の皆様の意見を直接聴きながら、条例骨子案の策定に取り組んでいきます。(「焼津市自治基本条例・はじめの一步案」は市ホームページからご覧いただくことができます)

発行 焼津市自治基本条例を考える市民会議  
事務局：焼津市企画財政部企画調整課  
電話：054-626-2141(直通)  
E-mail：kikaku@city.yaizu.lg.jp  
<http://www.city.yaizu.lg.jp/g02-001/jichikihonjourrei/>